

前橋市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改正案	現行																								
(建築物に関する確認申請手数料等の額) 第2条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。)の規定により確認を申請する者又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。)の規定により計画を通知する者(前橋市が通知する者である場合を除く。以下「法第6条第1項の規定により確認を申請する者等」という。)は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。	(建築物に関する確認申請手数料等の額) 第2条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。)の規定により確認を申請する者又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。)の規定により計画を通知する者(前橋市が通知する者である場合を除く。以下「法第6条第1項の規定により確認を申請する者等」という。)は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの</td><td>1万6,000円</td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの</td><td>2万6,000円</td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	省略		30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1万6,000円	100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	2万6,000円	200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	4万円	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの</td><td>1万5,000円</td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの</td><td>2万2,000円</td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの</td><td>3万5,000円</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	省略		30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1万5,000円	100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	2万2,000円	200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	3万5,000円	省略	
床面積の合計	金額																								
省略																									
30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1万6,000円																								
100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	2万6,000円																								
200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	4万円																								
省略																									
床面積の合計	金額																								
省略																									
30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1万5,000円																								
100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	2万2,000円																								
200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	3万5,000円																								
省略																									
<p>2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による建築基準関係規定に適合することの確認(第4号、<u>第4項第2号並びに次条第1項第2号及び第2項第2号において「確認」という。)</u>を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>3 法第6条第1項の規定により確認を申請する者は、当該申請又は通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合(同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。)においては、第1項の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額(当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額)の手</p>	<p>2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による建築基準関係規定に適合することの確認(第4号、<u>次項第2号並びに次条第1項第2号及び第2項第2号において「確認」という。)</u>を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(3)～(4) 省略</p>																								

数料を納付しなければならない。

<u>建築物</u>	<u>特定建築行為に係る部分の床面積の合計</u>	<u>金額</u>
1戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1万1,000円
	200平方メートル以上のもの	1万3,000円
1戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル未満のもの	2万2,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3万4,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万4,000円
	5,000平方メートル以上のもの	7万1,000円

4 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項及び前項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1)～(2) 省略

(建築物に関する完了検査申請手数料等の額)

第4条 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者又は法第18条第20項の規定により完了した旨を通知する者(前橋市が通知する者である場合を除く。以下「法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等」という。)は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>
省略	
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2万6,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	4万円

2 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等が納付すべき手数料の額は、当該申請又は通知に係る建築物のうちその工事に特定工程を含む建築物がある場合で、当該建築物のすべてが法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第30項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められているときは、前項の規定にかかわらず、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>
省略	

3 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1)～(2) 省略

(建築物に関する完了検査申請手数料等の額)

第4条 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者又は法第18条第16項の規定により完了した旨を通知する者(前橋市が通知する者である場合を除く。以下「法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等」という。)は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>
省略	
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2万4,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	3万9,000円

2 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等が納付すべき手数料の額は、当該申請又は通知に係る建築物のうちその工事に特定工程を含む建築物がある場合で、当該建築物のすべてが法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第21項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められているときは、前項の規定にかかわらず、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>
省略	

100平方メートルを超えるもの	2万5,000円
200平方メートルを超えるもの	3万9,000円
省略	

100平方メートルを超えるもの	2万3,000円
200平方メートルを超えるもの	3万8,000円
省略	

3 省略

4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、第1項又は第2項の手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の 合計	金額
30平方メートル以内のもの	3,000円
30平方メートルを超えるもの	4,000円
100平方メートルを超えるもの	5,000円
200平方メートルを超えるもの	8,000円
500平方メートルを超えるもの	1万3,000円
1,000平方メートルを超えるもの	1万7,000円
2,000平方メートルを超えるもの	2万9,000円
1万平方メートルを超えるもの	4万7,000円
5万平方メートルを超えるもの	9万2,000円

5 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項又は第2項及び前項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として1万8,000円(小荷物専用昇降機については、1万4,000円)を納付しなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料等の額)

第5条の2 法第7条の3第1項の規定により中間の検査を申請する者又は法第18条第28項の規定により終了した旨を通知する者(前橋市が通知する者である場合を除く。)は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

表 省略

2 省略

(許可等申請手数料の額)

第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

3 省略

4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として1万8,000円(小荷物専用昇降機については、1万4,000円)を納付しなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料等の額)

第5条の2 法第7条の3第1項の規定により中間の検査を申請する者又は法第18条第19項の規定により終了した旨を通知する者(前橋市が通知する者である場合を除く。)は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

表 省略

2 省略

(許可等申請手数料の額)

第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

区分	金額	区分	金額
(1) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び <u>第18条第38項第1号</u> 又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を申請する者	省略	(1) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び <u>第18条第24項第1号</u> 又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を申請する者	省略
(1)の2～(39) 省略		(1)の2～(39) 省略	